

社会福祉法人新市福社会
女性活躍推進法に基づく行動計画
一般事業主行動計画

職員が働きやすい職場環境を整備し、長期間継続して就業できるように、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日

○目標

目標：年次有給休暇の取得率を40%以上にする。

○取組内容：有給休暇の取得を促進する。

○実施期間：令和7年4月から